

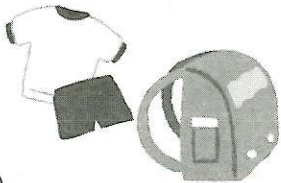
令和5年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

広島市では、広島市立の小・中学校の特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品費などの経費の一部の援助を行っていますので御利用ください。

1 対象者について

次の(1)～(3)のいずれかに該当する児童生徒の保護者等が対象となります。

- (1) 特別支援学級の児童生徒
- (2) 通級指導教室の児童生徒
- (3)に該当する方を除きます。また、通学費・通学付添費のみの支給になります。
- (3) 通常の学級（通級指導教室を含みます。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度※に該当する方 ※詳細は裏面の4をご覧ください。



2 就学奨励費の内容

- (1) 支給時期は年3回（8月末、12月末、翌年4月末を予定）です。
- (2) 生活保護や就学援助など、他の教育扶助制度を受けている場合、学用品費や給食費など重複した費目については支給対象外となります。
- (3) 保護者、保護者と同居している方及び同居していないが生計を同一にする方の所得を合算した額がその世帯の生活保護基準額（以下「基準額」といいます。）の2.5倍以上の場合、支給が制限される費目が一部あります。（基準額の2.5倍となる所得額の目安については、裏面の5をご覧ください。）
- (4) 支給費目（金額は令和4年度の年額です。）

区 分 費 目	小学校		中学校	
	所得額が基準額の2.5倍未満	所得額が基準額の2.5倍以上	所得額が基準額の2.5倍未満	所得額が基準額の2.5倍以上
①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（※1）	実費の半額（※2） （限度額：25,555円）	-	実費の半額 （限度額：28,990円）	-
②学用品・通学用品購入費	実費の半額 （限度額：5,820円）	-	実費の半額 （限度額：11,370円）	-
③校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	実費の半額 （限度額：800円）	-	実費の半額 （限度額：1,155円）	-
④学校給食費 ⑤修学旅行費 ⑥野外活動費 （宿泊を伴う校外活動）	実費の半額 （⑤・⑥は限度額あり）	-	実費の半額 （⑤・⑥は限度額あり）	-
⑦通学費（※3）	実費	実費の半額	実費	実費の半額
⑧通学付添費（※3）	実費	実費の半額	実費	実費の半額
⑨交流学习交通費	実費	実費の半額	実費	実費の半額
⑩職場実習交通費			実費	実費の半額
⑪拡大教材費	実費の半額 （限度額あり）	-	実費の半額 （限度額あり）	-

※1 令和4年度中に就学援助で「新入学学用品費等」の入学前支給を受けた場合は、支給対象となりません。

※2 実費とは、実際にかかった費用（③及び⑦～⑩の交通費部分については、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの）をいいます。なお、限度額がある費目については、限度額の範囲で支給します。

※3 通学費及び通学付添費には、支給要件があります。

なお、原則、自家用車を利用して通学する場合は、支給対象となりません。

（支給要件（身体機能の障害等により自力歩行ができない場合等）を満たした場合は支給できます。）

※4 ①及び②の費目は、学校で使用する物が対象です。購入の事実が確認できる資料（領収書等）が必要となりますので、申請時期まで保管をお願いします。

3 申請時期について

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒については、令和5年5月中旬（予定）に学校を通じて「お知らせ」と「申請書」等を配付します。

通常の学級に在籍する児童生徒で申請を希望される場合は、令和5年5月中旬を目途に学校へお申し出ください。

申請期限等については「お知らせ」で確認の上、申請手続きを行うようにしてください。



4 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度について

以下の区分ごとに記載している「障害の程度」に該当する場合は、対象となります。

また、申請に当たっては、「必要書類」欄に記載している書類の提出が必要となります（「1対象者について」の(1)、(2)に該当する児童生徒については書類を提出していただく必要はありません。）。

区分 (※1)	障害の程度 (学校教育法施行令第22条の3の規定による基準)	必要書類
視覚障害	両眼の矯正視力がおおむね0.3未満又は視力以外に高度の視機能障害があり、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能であるか、著しく困難な程度にあること	次のいずれかの書類 ①身体障害者手帳の写し ②左の基準に該当することについての医師の診断書又は意見書（※2）
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上であり、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度にあること	
知的障害 (※3)	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度にあること 2 知的発達の遅滞は1の程度には達しないが、社会生活への適応が著しく困難な状態にあること	次のいずれかの書類 ①療育手帳の写し ②左の基準に該当することについての医師の診断書又は意見書（※2）
肢体不自由	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度にあること 2 肢体不自由の状態が1の程度には達しないが、常時の医学的観察指導を必要とする程度にあること	次のいずれかの書類 ①身体障害者手帳の写し ②左の基準に該当することについての医師の診断書又は意見書（※2）
病 弱	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度にあること 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度にあること	次のいずれかの書類 ①学校生活管理指導表の写し（当該年度のもので、指導区分B以上） ②左の基準に該当することについての医師の診断書又は意見書（※2）

※1 複数の障害に該当する場合は、最も重い障害の「区分」によります。

※2 医師の診断書又は意見書は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当することが明示されているものに限りします。

なお、医師の意見書については、所定の様式がありますので、学校へお申し出ください。

※3 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害等の診断のみでは対象となりません。

5 基準額の2.5倍となる所得の目安額について

この金額は令和4年中が給与収入のみの方の目安額です。世帯員の年齢等により額は異なりますので、大まかな目安としてください。※該当するか否かについて、申請書提出前のお問い合わせには対応しておりません。

世帯人員	2人	3人	4人	5人以上
世帯の年間総所得 (世帯年間総収入) ※給与収入の場合	約498万円 (約676万円)	約650万円 (約844万円)	約755万円 (約950万円)	1人増えるごとに左の額に約25万円～61万円加算した額

(注) 年間総所得額とは、・令和5年度に納付すべき住民税の課税の基礎となる、世帯全員の「総所得金額」等から、「社会保険料」「生命保険料」「地震保険料」「保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の額」の合計額を引いた額を言います。

・給与所得、公的年金等所得のいずれか又は両方がある者については、総所得金額から10万円（10万円未満の場合はその額）を控除します。

わからないことがありましたら、お子さまが**在学（予定）する学校又は広島市教育委員会学事課**（市役所北庁舎（中区役所）6階、TEL504-2469（直通）E-mail:gakujika@city.hiroshima.lg.jp）へ御相談ください。